

2023(令和5)年度 はばたきの郷 八王子自立ホーム 事業計画

I 基本の考え

【年間目標】

「八王子自立ホーム」は2014(平成26)年4月に「障害者支援施設」に移行してから9年目となり、平成29年4月の民間移譲から6年目を迎える。

「はばたきの郷 八王子自立ホーム」については、障害者支援施設としての事業認可を更新した。(令和5年4月1日～令和11年3月31日)

東京都から法人への建物設備の譲与および建物維持管理経費の都負担終了については令和5年4月より実施される。

重度身体障害者をはじめとする利用者の「生活施設」として、利用者の「高齢化」「障がいの重度化」「要医療ケア化」への取り組みについては、より状況が進んでおり、この課題に引き続き取り組む。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月を目途に5類相当への移行との国の方針が示されている。また、少子高齢社会、物価高騰などは、さらに進むとみられ、私たちの社会生活に大きな影響を及ぼすことが予想される中、利用者、職員がともに課題に向き合い取り組んでいくことが不可欠である。

これまで培ってきた“施設利用者を主人公”とした援助サービスの提供や開設以来「八王子自立ホーム」が掲げてきた「磨く」「食べる」「生きる」の基本理念を、日々の実践の中で問い返し、改めて今後の施設運営に活かしていけるよう取り組んでいく。

「磨く」：人権意識を高め“心を磨いて”差別や偏見のない、誰もが尊重される共生社会の実現を目指して取り組む。

「食べる」：健康の源となる“食べる”を意識して、個々の利用者に相応した“食の形態”を実現する。

「生きる」：どんなに障がいが重くても人生を精一杯楽しめるよう利用者への援助・支援を推進する。

[障害福祉サービスの実施]

(1) 重度身体障害者をはじめとする利用者の「生活施設」として、利用者の「高齢化」「障がいの重度化」「要医療ケア化」への取り組み

入所利用者については、平均年齢が60歳となり、高齢化とともに、心身の機能低下が見られ、それに伴う援助(介助)、要医療ケアという状況が増えてきている。

外部からの問合せでも、利用者ニーズはより重篤なケースが想定される。

(2) 利用者の多様な生活のありかたへの対応

利用者の年齢は、通所、入所を含めると、18歳～75歳と幅広い年齢層となる。

生活施設として、そうした利用者それぞれのニーズ、興味関心、意欲に応えるような日中活動、ライフステージに応じた支援を提供していく。

(3) 意思決定支援と支援のありかた

支援の原則は自己決定の尊重であること、自ら意思を決定することが困難な障がいに対する支援は意思決定支援として取り組んでいく。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする、感染症等への対策

新型コロナウイルス感染症への対策とともに、新しい生活様式による生活スタイルの構築に取り組む。

【人材確保・人材育成】

「八王子自立ホーム」として、障害福祉サービスの担い手である人材を育成することに取り組む。支援組織体制としては、施設規模、設備、人材、環境、ネットワークを活用した「多職種連携」の構築に取り組む。そうした中で、職員個々の成長や自己実現を目指すことができるような環境づくりを行う。

職員については人事考課制度を実施し、一定の期間における職員の成果や取り組みを確認していく。

また、地域社会の福祉に貢献する人材育成として、外部からの体験学習や見学等の受入れ、教育機関からの実習生の受入れなどを通じて、自立ホームでの実践を活用した啓発、教育活動に取り組む。

【中期計画への取り組み】

「第2期中期計画（2023年度～2025年度）」については、「第1期中期計画」の取り組みを総括し、令和5年6月に策定する。

【2023(令和5)年度の事業形態】

○「障害者支援施設」はばたきの郷 八王子自立ホーム

(1) 定員・規模

施設入所支援	30名	入所利用者の夜間(17:00～翌9:00)のケア (利用率95%以上を目指す)
生活介護	35名	入所(短期入所含)および通所利用者について昼間(9:00～17:00)のサービスを提供する (利用率90%以上を目指す)
短期入所	1床	地域の在宅生活の障がい者を対象とした短期入所を行う。 (利用率65%以上を目指す) 入所定員枠で行う空床型短期入所は3床までとする。

【根拠法令】

障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条の11

【事業の指定】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第38条の1に基づく事業の指定

・施設入所支援・生活介護 :

「東京都八王子自立ホーム」 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

指定日 平成 26 年 3 月 31 日 1312400102 東京都

「はばたきの郷 八王子自立ホーム」(民間移譲により事業指定を再取得)

指定日 平成 29 年 4 月 1 日 1312403619 八王子市

更新日 令和 5 年 4 月 1 日 1312403619 八王子市

・短期入所

「はばたきの郷 八王子自立ホーム」(事業を新規実施)

指定日 平成 29 年 6 月 1 日 1312403619 八王子市

II 事業を進めるための方針と組織体制

1 「八王子自立ホームサービス」の基本方針

(1) 一人ひとりの利用者を大切にすること

住む(就寝起床・入浴・トイレ・生活環境の整備)・食べる(食生活)の基本項目を中心に、休む・楽しむ・憩う・安らぐ・癒すなどの生活機能を基本として、利用者(本人)自身の居場所のある暮らしをつくることを目指す。

(2) 利用者の独立した生活を援助・支援すること

いかなるハンディがあっても、利用者自身が自分の持てる力を最大限発揮し「所属」と「存在」が保障されることを通して独立した生活を促し、その人らしく生きることを支える。

(3) 「自立ホーム」の基本理念である「磨く」「食べる」「生きる」を実践すること

「自立ホーム」での暮らしの意味を、単に、生理的な欲求の充足のみに求めず、そこに住み・安らぎ・癒され・認められ・満たされることを大切に、そして、それらを自らが選択し、決定し、行動することを通して、「依存から独立へ」の生活を目指して支え合うことを実践する。

『I・CANN(アイ・キャン)の実践』の推進

I(アイ) : 利用者・職員一人ひとりが取り組みの主人公となる。

C(コラボレーション) : みんなで一緒に力を合わせて取り組みを推進する。

A(アクション) : 議論だけに終わらせず、常に行動、実行に結びつけて取り組めるよう努力する。

N(ネットワーク) : 利用者の家族をはじめ、関係者、関係機関、地域の人々との連携・協働を実現する。

N(ノットウェイト) : 利用者の生活を支える援助支援の充実とそれを担う職員の健康確保を“待ったなし”で取り組む。

2 各月の目標

【各月の重点目標】

(4月) 新年度スタート月間

新年度を迎え、年間計画や業務分担、組織体制を確認する。「障害者支援施設はばたきの郷 八王子自立ホーム」が運営する「施設入所支援」、「生活介護」、「短期入所」の的確な運営の実践に取り組む。

- (5月) 「権利擁護」「虐待防止」への取り組み月間 ※健康維持増進取組み月間①
利用者一人ひとりが自らの思いや願いを大切に日常生活が送れるよう取り組む。利用者の意思決定支援の取り組みを充実する。
※利用者健康診断を実施し健康の維持増進に取り組む。
- (6月) 「マナー・接遇」「サービス（支援）の向上」月間
援助サービスの基本となる「接遇」や、利用者、職員間の日常的なコミュニケーション、マナーについて振り返り、ホーム内の雰囲気や生活環境の改善に取り組む。
- (7月) 「防災」「事故防止」への取り組み月間
「はばたきの郷 八王子自立ホーム」を利用している全ての利用者の安心と安全を守ると共に、日々の生活における事故防止と災害対策を強めて、利用者、職員が一体となった「総合防災訓練」（7月27日(木)～28(金))を行う。
- (8月) 障害福祉サービスの充実月間 ※健康の維持増進取組み月間②
すべての利用者への確かな福祉サービスの提供を促進するため、3部署（援助・医務・事務）が連携、協働する取り組みを強化する。
※職員健康診断を実施し健康の維持増進に取り組む。
- (9月/10月) 地域交流・文化活動月間
地域との交流行事として「2023 ニシハチ「八王子自立ホーム」まつり」を開催する。また、福祉機器展やふれあい運動会、秋の日帰りバス旅行、さらには地域行事への参加、共同活動などに取り組み、利用者の生活に潤いと活力が得られるように取り組む。
- (11月/12月) 利用者ご家族、関係者との交流 月間
利用者ご家族や関係者との交流企画として「自立ホーム文化展“はばたき展”」を開催すると共に「家族連絡会」を開催、「クリスマス&忘年会」など季節の行事などを通して、利用者、職員、関係者の交流を深めていく。
- (1月/2月) 自立ホームサービスの点検、職員自己評価への取り組み月間
福祉サービス第三者評価等を利用し、客観的な視野での課題整理を行うと共に、令和5年度の「八王子自立ホーム」の取り組みを総括し新年度の「事業計画」策定に取り組む。
- (3月) さあイメージしよう!! 未来の自立ホーム 月間
新年度に向けた「事業計画」を利用者と職員が一体となって検討し、お互いの理解と協力を得て、将来のイメージを共有する。
中期計画の進捗状況の確認と今後の取り組みについて作成する。

3 はばたきの郷 八王子自立ホームの支援組織体制

八王子自立ホームの組織体制（組織図は別紙参照）に下記の職員を配置する。多様化する利用者状況に対応するため、また、自立ホームサービスの向上のための必要な職員の補充を進める。

◎ 八王子自立ホーム職員数（令和5年4月1日 現在）

職 種 形 態	施設長 (管理者)	事務員	サービス管 理責任者	生活支援員	作業・理学 療法士	看護師	その他 (清掃等)	嘱託医	合計
常勤	1	3	4(3)	23					31
非常勤		1			2	1	8		12
嘱託				2		3		1	6
合計	1	4	4(3)※	25	2	4	8	1	49人

※サービス管理責任者4名のうち3名は生活支援員を兼務する。

○各種委員会

また、施設の運営管理の組織体制として下記の各種委員会を設置する。

生活向上委員会	生活の主体者である利用者自身の活動を礎に利用者の要望や意見などを取りまとめ、その実現に向けて取り組む。身体障害者自治会初ワークとの連携等、利用者の対外的なつながりにも取り組む。
環境委員会	建物の維持管理のほか、日常的な環境整備や共用トイレ、入浴棟(浴室含)、洗濯棟(洗濯室含)、汚物処理室、廊下等の清掃等を推進する。
感染委員会	新型コロナ、インフルエンザやノロウイルス、風疹等、施設内での感染防止対策の強化、汚物処理や消毒液の管理等必要な衛生対策を企画、推進する。
広報写真委員会	情報発信や広報、HPの更新を行う。行事等での写真撮影による記録を行う。利用者、職員の協力を得ながら、機関誌の発行に取り組む。
陶芸委員会	陶芸窯の使用や粘土、釉薬などの保管、作品出品、展示などを企画する。
防災委員会	利用者、職員の災害に対する意識を高め、防災活動を推進する。毎月の防災訓練の実施、「防災だより」の発行などに取り組む。
食事委員会	“たべること”を大切にし、利用者の嗜好や季節の食材を活用した献立作り、食の文化を活かした食事作りに取り組む。
日中活動委員会	年間行事計画及び週間日中活動計画などの調整を図り、日中活動の充実に取り組む。(各日中活動は、Ⅱ「自立ホームサービス」の提供体制〔利用者の生活を支える援助〕3共同活動〔テーマ別日中活動〕を参照)
事故等防止委員会	利用者の援助場面や自立ホームの運営場面などにおいて、日常的に気付いた事柄は「ヒヤリハット報告書」(気づきのレポート)として書き出し報告されている。これらの報告事項などについて、主任会議(兼事故等防止委員会)や援助会議等で検討し、事故等防止に向けた対策を講じる。

○ プロジェクトチーム

各PTは、現場状況を反映した細部にわたる検討を行い、主任会議に報告する。

利用者の生活を支える援助支援のあり方改善PT	利用者の生活全般に係る、援助・支援のあり方などについて、適切な援助方法を検討し、利用者への快適な援助の提供と職員の対応力の向上を図る。日用品や消耗品の適切な使用に努める。
人材育成PT	職員がやりがいを感じられ、長く働き続けられる職場づくりを推進するため、必要な人材の確保と育成、定着を図るための取り組みを検討する。

○ 専門委員会

2022(令和4)年度東京都福祉サービス第三者評価の結果を受けて、主任会議の中に二つの専門委員会をおき、現状の分析を通して問題の整理と課題の解決に向けた検討を行い、必要な改善策等を主任会議に提案する。

組織マネジメント 専門委員会	主に職員の「自己評価結果」をもとに、分析、評価するとともに現状の問題と課題の整理、必要な改善策を検討する。
サービス提供 専門委員会	主に利用者調査の結果をもとに、現状の分析と問題点の把握、課題の整理等を通して、必要な改善策を検討する。

○ 中期計画策定WG

中期計画策定のワーキンググループを設置し、中期計画の進捗状況を確認し、次年度の取組みへの課題整理等を行う中期計画に係る作業を行う。

Ⅲ 「自立ホームサービス」の計画

具体的な支援にあたっては、施設入所、通所、短期入所の各利用者に対して、個別支援計画（入所利用）、利用計画書（通所・短期入所）を作成し実施する。

また、利用者のケース担当として、生活支援員および利用者でグループを編成した「グループ担当制」により行う。

〔 利用者の生活を支える援助 〕

1 『住むこと』(就寝起床・トイレ・入浴・生活環境の整備・食事等、生活の基盤となる援助)

(1) 就寝・起床（入所・短期入所利用者）

就寝、起床は利用者個々の生活のリズムを作り、健康を維持し日々の活動に取り組めるよう支援する。「寝ること」「起きること」の他、定時の巡回や寝返り、トイレ介助などを利用者の状況に応じて適切に対応する。

(2) トイレの支援（入所・短期入所・通所利用者共通）

トイレに関わる援助は利用者それぞれの実態に即し、要請に応じて対応できるよう努める。

(3) 健康入浴（入所・短期入所・通所利用者共通）

入浴は健康を維持するための重要な要素との考えから、身体の清潔はもちろん、身体を温めることを通して身体の緊張をほぐしたり、筋肉の柔軟性を維持し、関節の拘縮を予防したりしながら、心身の活性化を進める。

設備や介助方法を活用し、利用者個々の状況に即して実施する。また、リラックス活動タイムなどの取り組みを活用して、入浴前の体調確認から入浴後のケア（水分補給、薬塗りなど）も含めて一連の支援を行う。

(4) 生活環境の整備（入所・短期入所・通所利用者共通）

個々の生活空間である居室の定期的な片づけと清掃活動を実施する。汚れやにおいを取り除き、生活や活動の環境を整える。公共の財産である建物設備を大切に使用していく意識をもち取り組む。

活動室や仲間と共に過ごす共有部分、敷地内の環境整備については、定期的な清掃と設備等の点検等に努め環境を整える。

(5) 健康管理（入所・短期入所・通所利用者共通）

利用者の健康状態の把握や体調不良などについては、看護師による日々の健康管理を活用しながら、それぞれが自分の身体状況を知り自己管理や日々の生活に取り組めるよう支援を行う。

日常の医療的ケアは看護師や嘱託医、往診医、訪問診療医により対応する。

また、利用者健康診断、インフルエンザ予防接種を実施する。

新型コロナ感染症対策については政府や自治体の方針に基づき適切な対応を迅速に行う。利用者の急な不調や緊急時は、嘱託医や協力医へ通院や救急搬送等で対応する。

[令和5年度 関係医療機関]

協力医療機関	医療法人社団 永生会 クリニックグリーングラス 中野間クリニック泌尿器科
協力歯科医療機関	あじさい歯科（訪問歯科診療）

(6) 協働支援（入所）

利用者のライフステージで、心身の状況がより進んだ状態を想定した支援を行う。本人やご家族（法定代理人も含む）との協働や、自立ホーム内の専門職（福祉・介護・医務・厨房）と外部の専門機関（訪問診療、実施機関や相談支援等）の多職種連携による支援体制のもと行う。

将来的には生活施設における「看取り」支援を視野に入れた取り組みとする。

(7) 相談支援（入所・短期入所・通所利用者共通）

自立ホームのサービスに関する相談や、利用者の生活や支援に関する相談、健康管理に関する相談については、サービス管理総括責任者、サービス管理責

任者、サービス提供責任者、生活支援員、看護師、OT等の各担当者による対応のほか、家族や外部の関係機関などとも連携し、迅速な対応と早期の課題解決に向けた取り組みに努める。

2 『たべること（食生活）』（入所・短期入所・通所利用者共通）

食事提供については、「自立ホーム食事サービス体制」として実施する。

○ 2023(令和5)年度 厨房業務委託事業者：一富士フードサービス株式会社

(1) 安定した食事提供

メニュー内容や提供方法を工夫し食事のための雰囲気づくりと文化としての食事の提供など、食生活が充実する取り組みに力を入れていく。

季節感のある食事やイベント食、災害時等を想定した食事提供など年間を通じて安定的に提供できるようにする。

(2) 健康面、身体状況への配慮

食器やテーブル、自具などの環境を整え、食事がしやすい環境づくりに取り組む。医師からの指導や食事箋に基づく、食事形態の変更、個々の状況に応じた援助や食事介助を行う。

一日3食の食事を基本に、利用者が食生活による健康管理ができるよう努める。

(3) 食事委員会

食事委員会を定期的で開催し、食事に関する意見を集約する機会と位置付けて取り組む。また、嗜好だけでなく、日々の食生活を意識した大きな視点から取り組む場とする。

(4) 厨房事務連絡会

食事サービスの提供状態を把握し、より適切な提供を行うため、委託業者・生活支援・医務・事務の代表者で構成する「厨房事務連絡会」を毎月行う。

(5) 食事イベント(企画)

① 四季折々の味わい、暦や伝統文化、季節を感じる食事

② 一富士 レストラン

(バースデーリクエスト、ソフト食パイキング、季節の行事との連携企画 他)

3 共同活動 [テーマ別日中活動] (入所・短期入所・通所利用者共通)

(1) 各種会議 (入所利用者)：援助拡大会議(月1回) 全員会議 (年2回)

利用者の意見集約や発言の場として、課題や問題に対して共通認識を深め、解決にあたる。個人の意見を全体の意見にまとめていくことを通して集団意識を高めていく取り組みとする。

(2) 各種委員会

「自立ホーム」での活動や利用者の生活向上を目的として設置した各種委員会は利用者もメンバーとなり、自立ホーム全体で活動できるよう取り組んでいく。

(3) 運動活動

利用者個々の身体能力の機能維持や日常的な運動活動について「個別運動計画書」に基づき実施する。日常の運動活動（口腔体操、機能維持の運動など）に加え、定期的に OT（PT）や看護師の助言や支援を受けながら行う。

(4) 創作活動（予定）

毎月の活動日を設定し定期的な活動を行う。全体会または各自のペースで居室内で活動することもある。個々の生活ペースや予定で参加するもの、ホーム全体での活動等などを組み合わせて行う。

〈2023（令和5）年度実施予定の活動〉

- ① リラックス&スポーツクラブ：レクリエーションや障がい者スポーツ（ボッチャ）など
- ② 洋裁クラブ：ミシンを使用した作品づくり
- ③ 陶芸クラブ：陶芸作品の制作
- ④ 絵画クラブ：絵画作成や模型作りなど、趣味の作品作りなど
- ④ パソコン&カメラクラブ：ホームの活動の記録(撮影)など
- ⑤ 外出：近隣外出(買い物、イベント)の企画、「ぶらっと散歩」企画など
- ⑥ 音楽クラブ：楽器演奏やカラオケなど
- ⑦ 個別外出：利用者個々の計画で外出する。(一人あたり年1回程度まで)
- ⑧ 季節の装飾と創作活動：四季折々のテーマでの作品作り、展示等を行う。
- ⑨ その他：趣味・教養・娯楽に関する活動を企画

(5) リラックス活動タイム

利用者が日中居室でポツンとすごされている状態をなくし、寝たきりや褥瘡を予防し、他の利用者たちとの交流、軽い運動活動、テレビ視聴、水分補給、季節の飾りづくりなど。月～日の時間を活用する。

(7) 外部サービスの利用

- ① 訪問理美容：認証 NPO 法人 日本理美容福祉協会（東京都武蔵野市）
 - ② 訪問販売：ふくまる 株式会社ふくいち（埼玉県越谷市）
- ※実施時期、方法については各社と調整する

(8) 行事（季節の行事）

季節の行事を設定し、年間を通して、利用者の生活に変化や潤いが持てるような取り組みを行う。

- ① 季節や風物を感じる行事
- ② 家族や関係者との交流を促進する行事
- ③ 地域社会との交流を目的とした行事

【 2023(令和5)年度行事実施計画 】 (入所・短期入所)

月	行事名	内 容
4	開所記念日 ドライブ企画	「障害者支援施設」開所記念日 辞令交付 食事会 (4月4日(火)) 花見散策 (ドライブ企画)
5	利用者健康診断 季節の体験企画	利用者健康診断 (5月 日()) ※ 「いちご狩り体験」(5月9日(火))
6	初夏の散策 防災リーガ-研修 買物外出	少人数・小グループによる散策企画 防災研修企画 意見交換 → 実施は秋ごろ 夏に向けた生活準備 (6~7月) ※外出または訪問販売にて
7	総合防災訓練 バーベキュー食事会	自立ホーム総合防災訓練、福祉避難所想定訓練 7月27(木)~28(金) 暑気払い 夏の鉄板焼き
8	職員健康診断 お盆期間 お盆企画	健診車(八王子健康管理センター)(8月 日()) (8月11日(金)~17日(木)) (8月15日(火) リクエスト又は自由企画)
9	秋の旅行会 イベント① 月見会企画 国際福祉機器展	日帰りバス旅行(Aコース) (9月5日(火)) (※選択参加) ニシハチ「八王子自立ホーム」まつり 9月16日(土) 9月19日 (俳句大会) 国際福祉機器展 (9月27日(水)~29日(金)) リアル展 # (8月28日(月)~10月30日(月)) オンライン開催
10	ふれあい運動会 体験企画 インフルエンザ 予防接種	10月7日(土) 第37回ふれあい運動会 (富士森競技場) 「マスつり」体験企画 10月中旬から11月上旬
11	買物外出	冬に向けた生活準備 ※外出または訪問販売
12	イベント② クリスマス&忘年会 年末年始体制	自立ホーム文化展 “はばたき展” 家族連絡会 12月2日(土) クリスマスと忘年会を兼ねた食事会 12月14日(木) 年末年始体制 (12月29日(金)~1月3日(水))
1	おせち会食 新春の集い	元旦の食事会 2024年元旦 (月) 新年会 (食事会) 1月16日(火)
2	節分	まめまき 2月2日(金)
3	春の旅行会 イベント③	日帰りバス旅行(Bコース) (3月5日(火)) (※選択参加) (2024ニシハチ「八王子自立ホーム」春のふれあいバザー会) 3月16日(土)

- 日程については年度当初時点での予定であり、実施に際し調整する場合があります。
- 新型コロナウイルスの状況、感染症対策等により、内容の変更、実施の見合わせを行う場合があります。
- 短期入所利用中の利用者も参加することができる。

【 2023(令和5)年度行事実施計画 】 (通所)

月	行事名	内 容
4	新年度 ドライブ企画	「年度初めの会」新メンバー歓迎会 (4月4日(火)) 花見散策 (ドライブ企画)
5	初夏の散策	デイサービス (散策企画)
6	買物外出 (散策)	買物外出もしくは散策企画
7	デイキャンプ	(7月第2週) 夕焼け小焼け文化農園
8	お盆期間 お盆企画	(8月11日(金)~17日(木)) (8月15日(火)) リクエスト又は自由企画
9	もみじ狩り 月見会企画 国際福祉機器展	もみじ狩り散策 (9月5日(火)) 9月19日 (俳句大会) * (8月28日(月)~10月30日(月)) オンライン開催
10	ふれあい運動会 体験企画	10月7日(土) 第37回ふれあい運動会 (富士森競技場) 「マス釣り」体験企画
11	買物外出	買物外出もしくは散策企画
12	イベント② クリスマス会 年末年始体制	自立ホーム文化展 “はばたき展” 12月2日(土) 忘年会を兼ねた食事会 12月25日(月) 年末年始体制 (12月29日(金)~1月3日(水)) 通所利用休み
1	新春の集い	新年会 (食事会) 1月16日(火)
2	節分	まめまき 2月2日(金)
3	春の企画 イベント③	花見会 (2024=シチ「八王子自立ホーム」春のふれあいバザー会) 3月16日(土)

- 日程については年度当初時点での予定であり、実施に際し調整する場合がある。
- 新型コロナウイルスの状況、感染症対策等により、内容の変更、実施の見合わせを行う場合がある。

4 地域活動（地域交流活動）

（1）地域社会との交流

地域行事への参加、ホーム行事への協力依頼、中学生職場体験の受入れなどを通して、地域との交流を深める。

「自立ホーム」の日中活動としての「陶芸クラブ」などは地域貢献事業の一環として、地域の障がい者の方々にも開放して実施する。

〈2023(令和5)年度の地域行事参加予定〉

町内会夏祭り、八王子市総合防災訓練、障害者文化展(八王子市)、八王子障害者協議会ふれあい文化展、地域防災イベント、学生職場体験(受入)、ふれあい運動会など

（2）ボランティア等の受け入れ

「自立ホーム」での活動や、地域社会や社会資源を活用し、ボランティア等の受け入れを行う。(八王子社会福祉協議会・学生・地域など)

あわせて、ボランティアに参加いただいた皆様には、地域の社会資源としての「自立ホーム」や地域で生活する障がい者を知っていただき、理解を深めていただく機会とする。

（3）防災協定

「八王子市内障害者等入所施設連絡協議会」の一員として平成25年2月21日に八王子市と締結した「災害時要援護者等を対象とした避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書」に基づく福祉避難所としての役割を担う。

（4）地域資源の活用

地域の資源を活用し、日中活動の幅を広げる（市民センターの利用、散策での公園や施設の利用）

（5）土曜講座の開講（近隣住民などを対象とした公開講座）※予定

5月・11月 : 陶芸家保立先生による陶芸講座（全3回）

7月・12月・2月 : 腰痛予防対策講座 体操教室（全3回）

5 建物管理

建物管理は、設備を大切に使用する意識を徹底し、清掃等の維持管理に努めていく。改築工事(平成 25 年)以前の設備については、耐用年数および経年劣化がみられるものもあり修繕等を行う。故障や不具合は、利用者の生活に支障がでないよう修理を行っていく。

主要設備は保守点検を行い維持する。エネルギー単価の上昇が想定されており、適切な使用と節約に努める。

中長期的な視野での建物設備の保全計画については中期計画の中に反映していき、情報収集を行う。

【 2023(令和 5)年度 修繕工事等 予定】

- 厨房設備の老朽化に伴う設備の一部入替 (令和 4 年度未実施分)
- 太陽光発電設備(令和 5 年 3 月竣工)の使用開始

【 2023(令和 5)年度 建物管理計画 】

月	清掃・消毒等	庭園管理	点検・その他
4	厨房床清掃・害虫駆除		EV 消防設備・非常通報点検
5	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃	除草 生垣刈込	受変電設備点検
6	厨房床清掃・害虫駆除 受水槽清掃		
7	床清掃・厨房床清掃 害虫駆除 空調フィルター清掃	除草 低木刈込	EV 受変電設備点検
8	厨房床清掃・害虫駆除・大掃除		空調点検
9	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃	除草 高・低木刈込	受変電設備点検
10	厨房床清掃・害虫駆除		EV
11	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃		受変電設備点検
12	厨房床清掃・害虫駆除・大掃除		
1	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃		EV 受変電設備点検 消防設備・非常通報点検
2	厨房床清掃・害虫駆除		
3	床清掃・厨房床清掃・害虫駆除 空調フィルター清掃		受変電設備点検

*その他の設備点検： ナースコール設備点検 (年 1 回) 機械浴・チェア浴設備点検 (年 1 回)
天井走行リフト点検 (年 1 回)
太陽光発電設備については工事瑕疵担保契約による保証期間 (1 年間)

6 防災活動

防災訓練を毎月実施し、あわせて利用者も参加する防災委員会による会議を定期的に開催し活動していく。訓練では基礎的な学習や、火災や地震等を想定した避難訓練を取り入れていく。日常の利用者の生活や職員の業務にあたっては火災や事故を起こさない「予防意識」を徹底し、利用者個々の状況はもちろん、そのときの状況で柔軟かつ迅速に対応できるよう、各自が任務と役割を意識して行動する。

近年発生している自然災害(被害)や大規模災害等を想定した事業継続計画（BCP）には、感染症等発生時の内容も組み合わせたものとして、より現状に即した計画となるよう整備すると共に、適時に見直し、点検を行うべく取り組む。

また、「八王子市内障害者等入所施設連絡協議会」の一員として平成25年2月21日に八王子市と締結した「災害時要援護者等を対象とした避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書」に基づく福祉避難所としての役割を担うべく取り組む。

【 2023(令和5)年度 防災訓練計画 】

月	対象者	消防署	訓練種別	内容
4	利用者・職員		図上訓練 配置訓練	防災計画の周知徹底 自衛消防隊 非常口、誘導燈、消火器の位置、消防設備の確認
5	利用者・職員		部分訓練	非常放送設備の取り扱い及び通報訓練(模擬) 夜間非常連絡および緊急連絡網の練習
6	利用者・職員	○	部分訓練	応急救護
7	利用者・職員	○	総合訓練	「自立ホーム総合防災訓練」(7/27(木)～28(金)) 非常食の試食体験 ・ 災害時二次(福祉)避難所
8	利用者・職員	○	点検 部分訓練	非常持ち出し袋、防災用品の点検(補充・廃棄) 水消火器を用いた消火訓練
9	利用者・職員		部分訓練 点検	ホーム内各室、利用者居室の点検 防災用品の点検(施設) 防災備蓄の見直し
10	利用者・職員		総合訓練 (地震訓練)	(昼間想定) 地震発生 厨房より出火→通報・初期消火・避難誘導
11	利用者・職員		点検	防災用品の点検(居室)
12	利用者・職員		総合訓練	(昼間想定) 館内より出火→通報・初期消火・避難誘導
1	利用者・職員		総合訓練	(夜間想定) 職員2名時 館内より出火→通報・初期消火・避難誘導
2	利用者・職員	○	基礎訓練	ビデオ上映・講話
3	利用者・職員		総合訓練	(昼間想定) 館内より出火→通報・初期消火・避難誘導 2024(令和6)年度の防災対策委員の選出

7 研修

(1) 利用者を対象とした研修

利用者の生活向上や健康をテーマとした日常生活に係る内容で計画する。
利用者からのニーズに基づく内容も取り入れて企画する。

(2) 職員を対象とした研修

利用者支援をより充実させることを目的として、障がい者に対する人権意識の徹底、障がい者福祉の理解を深める研修や生活に密着した援助技術の向上を目的とした学習会などを設定する。

実施にあたっては、内部での集合研修の他、オンデマンドコンテンツを活用した研修も取り入れていく。

① 職務階層別キャリアパス研修（生涯学習）

② 専門的な技術の取得や業務に必要な知識、経験を積むための内部研修、外部研修の受講等への取り組みを行う。

個々の職員については職務目標シートや年間を通じた個別面談の実施を行う。（スキルアップ、自己実現）

【 利用者・職員を対象とした研修の一例 】

対象	研修名・内容	備考(講師等)
職員	障がい者虐待防止・権利擁護研修	内部研修・外部研修
職員	福祉職員職務階層別研修	東京都社会福祉協議会
職員	サービス管理責任者講習	東京都福祉保健局
職員	身障協 職員研修大会 等	関東・甲信越地区研修大会等
職員	マナー接遇研修	東京都社会福祉協議会
職員・利用者	体の健康や生活に関すること	内部研修(月1回)
職員・利用者	防災等に関すること	宿泊訓練等による体験型研修
職員・利用者	福祉機器・介護用品	国際福祉機器展 民間企業出前講座など
職員・利用者	応急救護	内部研修 ・東京消防庁
有志参加	地域行事への参加	町内会行事・文化展、作品展への出品 学校文化祭の観覧など

(3) 見学および外部からの研修等の受入れ

見学の受入は随時対応する。特別支援学校卒業生の利用実習、中学生の職場体験学習、高校生の就業体験(インターンシップ)等は関係学校、機関との調整で受入れを行う。

(4) 施設実習の受け入れ

高等学校、専門学校、各種学校等からの資格取得のカリキュラムに基づく、施設実習の受け入れを予定する。時期については各教育機関との調整で行う。

(令和5年度実習受入 : 介護福祉士 / 社会福祉士 / その他)

8 苦情解決・権利擁護・福祉サービス第三者評価

(1) 苦情解決・権利擁護

自立ホームでは、利用者からの問題提起や要望等を積極的に受け止めるため、全利用者及び職員で構成する「援助拡大会議」で議論を尽くすことにより問題の解決にあたる。

加えて、苦情解決については、より透明性と客観性を持たせるため、苦情受付窓口の設置や第三者委員による毎月第3金曜日の苦情相談日の設置などの体制で実施する。

◎ 苦情解決第三者委員：山田 卓 相談員（2022(令和4)年4月1日より）

(2) 「福祉サービス第三者評価」の受審

令和5年度の福祉サービス第三者評価事業の受審を予定する。令和4年度評価結果への対応については主任会議における専門委員会を設置して分析するとともに、問題点と課題を整理して改善策を検討、実施する。

9 利用者への虐待防止の取り組み

『はばたきの郷 八王子自立ホーム 障がい者虐待防止対応マニュアル』に基づいて、職員は「自己チェックシート」を用いて現状を把握するとともに、ケース担当グループで課題に対する意見交換をし、援助会議でさらに議論を深め、改善策を実施できるよう取り組む。

また、外部研修の一環として八王子市の虐待防止研修の受講などを積極的に活用する。

10 「人材育成プロジェクトチーム」の取り組み

職員を安定的に確保し、支援体制を盤石とするため、採用後の早期離職、既存職員の退職を食い止め、職員が意欲をもって働くことができるよう取り組む。

2023(令和5)年度の取り組み

- ①職員の研修に関すること
- ②自立ホームキャリアパスモデルを基にした職員のスキルアップへの取り組み(育成)
- ③働きやすい職場環境の整備(定着・安定)
- ④その他

11 「利用者の生活を支える援助支援のあり方改善プロジェクトチーム」の取り組み

利用者の生活を支える援助支援の改善については、令和5年度も引き続き取り組んでいく。

援助や生活支援の様々な課題の改善に向けて、より具体的な内容を提案し実践していく取り組みを推進する。

IV 3年後を展望した「はばたきの郷八王子自立ホーム」中期計画の取り組み

(1) 利用者支援に関する事項

- ① 東京都福祉サービス第三者評価の結果を基にしたサービス提供力の向上
2022(令和4)年度の評価結果について「組織マネジメント」及び「サービス提供体制」における問題点の抽出とその対策の検討を引き続き進める。それらの課題を「利用者の生活を支える援助のあり方改善PT」及び生活支援や医務など各部署、担当を中心に具体策を検討する。
- ② 利用者の健康の確保と要医療ケースへの対応、新型コロナウイルス感染症防止関連の対応を推進する。
- ③ 「利用者の生活を支える援助のあり方改善PT」の検討をふまえた支援現場の改善業務マニュアルの見直しや援助技術研修の機会を継続し、新たな状況に対応できるように進める。
- ④ 相談支援連絡調整体制の強化に取り組む。将来的に相談支援事業所開設することを目的に、情報収集やシミュレーションを行い、具体的な計画にまとめていく。

(2) 職員の人材育成

- ① 「自立ホーム」キャリアパスモデルを基にした職員のスキルアップへの取り組み(育成)キャリアパス対応研修の計画的な受講、外部研修の活用を図る。
- ② 支援現場における援助技術の向上と利用者の生活支援への反映(能力向上)マニュアル(手順書)の作成とその研修、点検を実施し、業務の標準化を図る。より専門的な技術(喀痰吸引等の研修)受講に向けた取り組みを進める。
- ③ 働きやすい職場環境の整備(定着・安定)に努める。
- ④ 職員の有資格率の向上

(3) 建物設備 関連

- ① 建物設備の点検・維持と老朽化箇所の修繕、備品の入替えを行う。
- ② 中長期的視野での修繕計画を具体化し、計画を策定する。

(4) 対外的に取り組む課題

- ① 「全国身体障害者施設協議会」加盟施設としての活動
各種会議および研修会等への参加
- ② 東京都および八王子市、利用者の各実施機関との連携・協働を推進する。
- ③ 地域社会における福祉資源としての役割(通所、短期入所の稼働率向上)
利用率 施設入所 95% 生活介護 90% 短期入所 65%の達成、維持をめざす。
- ④ 「自立ホーム」行事の地域開放、地域行事等への利用者の参加、ボランティアの受入れなどを通じて地域社会とのつながりに取り組む。
- ⑤ 自治会ネットなどをはじめとした、他施設利用者との交流を促進する。
- ⑥ サビ管ネット、東社協身障福祉部会従事者会による職員研修や交流会などへの参加、情報交換などの取り組みを推進する。

(5) 新しい生活様式と業務の効率化に向けた見直し

「新しい生活様式」や「働き方改革」の下での生活習慣や業務の見直しに取り組む。